

# 【学校関係】

## 知っていますか 「いじめ防止対策推進法」 [学校編]

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、このいじめの問題に対峙（じ）するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。

### Q 法律で、学校は何を求められていますか？

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、HPなどで公開してください。学校は、この基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの防止（未然防止）・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えることが必要です。

また、いじめの問題への対策のための組織を各学校に設置し、校長のリーダーシップの下、この組織が司令塔となって、学校基本方針で定められたことを実行に移してください。また、いじめの疑いに関する情報があれば、この組織に集約し、集まった情報を基に、いじめの問題に組織的に対応することが求められます。

### Q 教職員一人一人に求められることは何ですか？

学校が組織的に、学校基本方針で定められた取組を実行するためには、一人一人の先生方それぞれの役割に応じた対応が求められます。

例えば、いじめを未然に防止するには、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子供に対して継続的な働きかけが必要ですし、いじめの早期発見には、定期的な調査や、ささいな兆候（ふざけのようにも見えるような“気になる行為”等）にもアンテナを高く保つことが必要です。いじめかな？と疑われる情報があれば、一人の先生が抱え込まずに、学校に置かれた組織へ伝えて、組織的に対応していくことが求められます。



### Q 重大事態とは、どんな事態ですか？

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要があります。（※）年間30日を目安（又は一定の期間連続して欠席している場合）

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれませんが、重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったら、すぐに学校の設置者に報告・相談してください。



# 学校が読む「いじめ防止対策推進法」概要

※学校に関係する主な条文抜粋

## 1. 総則・基本方針

### ・第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ・第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### ・第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2. 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

### ・第15条 学校におけるいじめの防止

（道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等）

### ・第16条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

### ・第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

### ・第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

## 3. いじめの防止等に関する措置

### ・第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

・第23条 いじめに対する措置

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
- ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

・第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える

## 4. 重大事態への対処

・第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

・第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

(国立の学校) 当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

(公立の学校) 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(私立の学校) 重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。

## 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント (案)

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
  - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
  - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応

### (1) いじめの防止のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

#### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

## (2) 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

### 《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認

### 《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検

## (3) いじめに対する措置（※別紙：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

### ① 情報を集める

### 《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

### 《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。

当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める

- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

## ② 指導・支援体制を組む

### 《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
  - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
  - その保護者への対応
  - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

## ③-A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

### 《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

### 《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

### 《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、い



じめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

### 《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

### ③－B 保護者と連携する

#### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供

# 【地域・家庭】

# 知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、**社会総がかり**でいじめの問題に向き合い、対処していくための、**基本的な理念や体制**を定めた法律です



## 学校や地域のいじめの問題への対応が、**「計画的」「組織的」**に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



## 学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら**学校に連絡**するなどの対応をお願いします

## 「重大事態」には**調査組織を設置**します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

## いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

# いじめとは、何か



いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

## どの子供にも起こりうる、いじめ

### 小中学生への9年間のいじめの追跡調査

国立教育政策研究所  
生徒指導・進路指導センター  
いじめ追跡調査2010-2012

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

## 大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

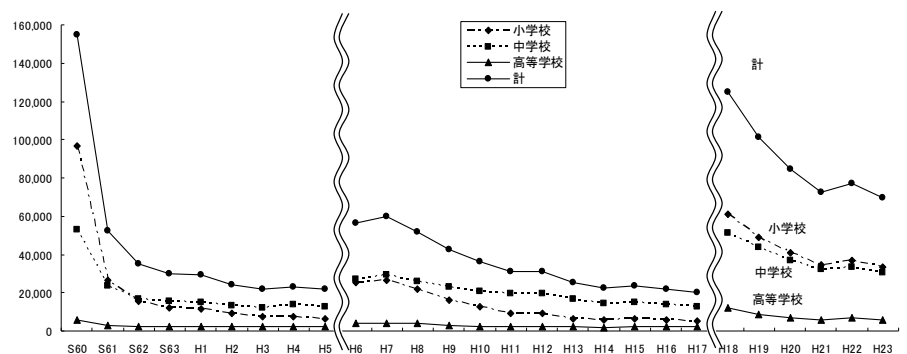
## ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。

### いじめの認知件数の推移

平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より



事 務 連 絡  
平成26年4月11日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の認  
定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

「いじめのサイン発見シート」の配布について

平素より文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

文部科学省では、別添「いじめのサイン発見シート」のとおり、「いじめの問題」をテーマとした政府広報を2月23日（日）（※一部地域は2月22日（土））に全国の御家庭に新聞の折り込み広告として配布したところです。

つきましては、各学校等においても、いじめの未然防止や早期発見のため、本チェックシートを積極的に活用いただきたく、電子データを送付いたします。

なお、本データは自由に使用していただいてもかまいませんので、一層の利活用をお願いいたします。

（本件連絡先）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係  
池田，天野，原  
同 いじめ対策支援第一係・第二係  
市川

電話 03 (5253) 4111 (内線 2583・3298)

03 (6734) 3298 (直通)

FAX 03 (6734) 3735

E-mail s-sidou@mext.go.jp

保存版

# いじめのサイン

## 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度ふいどなどが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



### 朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまの  
ようすは  
いかがですか？



### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

### ■「いじめ」をしていませんか？

いじめる側がわになっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

## 「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル  
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0570-0-78310 (なやみ言おう)

政府広報 | 文部科学省

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

文部科学省  
国立教育政策研究所  
生徒指導・進路指導研究センター

# 「生徒指導リーフ」

「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A



文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves1.pdf> から、直接にダウンロードできます。

# 生徒指導リーフ 増刊号

*Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!*

## いじめのない 学校づくり

「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A

*Leaves.1*

生徒指導・進路指導研究センター



## はじめに

本冊子は、「いじめ防止対策推進法」を受けて10月11日に公表された、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」と、その別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を踏まえた、各学校向けの解説書です。

この冊子のねらいは、

- ・各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に生じる疑問に答える形で、
- ・各学校が「学校いじめ防止基本方針」策定に主体的・積極的に取り組み、自校の実態に応じた適切かつ実効的な基本方針や「組織」をつくりだすことを促し、
- ・すべての教職員が、その過程を通して、いじめに対する共通理解といじめに取り組むための共通認識を獲得し、すべての学校がいじめ防止等の体制を構築する

その一助となることにあります。

そのため、単なる解説にとどまることなく、一步踏み込んだ形での説明を加えた、言わば「学校いじめ防止基本方針」策定のための手引書となっています。

本冊子を活用することによって、各学校が「学校いじめ防止基本方針」の策定を、自校のいじめ対策の見直しの機会として頂けることを願ってやみません。

- ・この資料は、**Part 1** から **Part 5** までの、5つから構成されています。
- ・**Part 1** は、各学校が策定を求められている「学校いじめ防止基本方針」や、設置を求められている「組織」について、解説しています。
- ・**Part 2 ～ Part 4** は、「学校いじめ防止基本方針」で示す必要のある「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」について、それぞれに解説しています。
- ・**Part 5** は、実際に各学校が策定を行っていく際の参考となるよう、おおまかな手順や流れを示してあります。
- ・各学校の策定担当者は **Part 1 ～ Part 5** を参考にして、自校の状況を踏まえて案を作成していただきます。作成途中もしくは案が確定した後に、すべての教職員を対象にして自校の「学校いじめ防止基本方針」について説明する機会を設けましょう。その際、すべての教職員に **Part 2 ～ Part 4** をコピーして配布し、学校に期待されている取組についての共通理解を図ることなどが考えられます。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、毎年度、すべての教職員で確認される必要があります。また、学校や地域の状況が変われば、適宜、改定していくことが望ましいと考えます。

## 目 次

### Part 1：学校は、何を、いつまでに、行う必要があるのか？ 4

- ①「方針」の策定について 4  
Q 1 ~ Q 6
- ②「組織」の設置について 6  
Q 7 ~ Q 10

ワンポイントアドバイス 「方針」策定の機会を、教職員全員が意識や理解を共有する機会に！ 7

### Part 2：いじめの未然防止のための取組（「いじめの防止」）を、 どのように考え、どのように進めていくのか？ 8

- ①未然防止の考え方 8  
Q 11 ~ Q 13
- ②主に教師に求められること 9  
Q 14 ~ Q 17
- ③主に児童生徒に育むこと 11  
Q 18 ~ Q 25

ワンポイントアドバイス 「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」 13

### Part 3：早期発見を、どのように考え、どのように進めていくのか？ 14

Q 26 ~ Q 32

### Part 4：発見したいじめに対する対処を、どのように考え、 どのように進めていくのか？ 16

Q 33 ~ Q 37

ワンポイントアドバイス 対処の際の留意点は、国がまとめた「ポイント」の中に 17

### Part 5：「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方 18

- ①策定前の事前準備 18
- ②年間計画の策定 19
- ③「組織」の役割と構成員の決定 20
- ④一定期間終了後の検証と見直し 21
- ⑤「学校基本方針」とは 21

・参考資料1 P D C Aサイクル用「取組評価アンケート」の例 22

・参考資料2 重大事態対応フロー図（学校用） 23

# Part 1：学校は、何を、いつまでに、 行う必要があるのか？

★ここでは、「いじめ防止対策推進法」の施行によって学校に求められる、「学校いじめ防止基本方針」の策定と「組織」の設置について、説明します。

## ①「方針」の策定について

Q1 すべての学校が「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）を定めないといけないのでしょうか？

その通りです。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）の第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されていますので、国公私立を問わず、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（幼稚部を除く。）は、できるだけ早い時期に、「学校基本方針」を策定することが求められています。

なお、文部科学省が例年行っている、いわゆる「問題行動等調査」においても、「学校基本方針」の策定状況に関する調査項目を新たに追加することが検討されています。

Q2 「基本方針」ということですから、いじめに対してどういった姿勢で臨むつもりかを書くということでしょうか？

単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく必要があります。方針の提示で終わるものではなく、それが実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制についても決めておくもの、いわば「行動計画」（21頁参照）と考えてください。

Q3 そうなると、いろいろなものを盛り込んでいく必要があるような気がして、キリがないような気がしてしまいますが？

「学校基本方針」にまず必要なのは、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容です。また、それらが行動に移され、実際に成果を上げていくよう、具体的な行動場面を想定した決め事等が必要ということです。

自然災害の例で言うなら、「警報が出たら速やかに避難する」で終わらずに、具体的に避難場所や誘導責任者まで決めておくイメージです。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「基本方針」）の22頁にはいくつも例が示されていますので、それらを参考に何を盛り込むか検討してください。<sup>1)</sup> なお、Part 2～Part 4は、国の「基本方針」を踏まえた解説です。

1) 「学校は、(注:国の)いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌」(推進法第13条)して「学校基本方針」を策定するよう定められています。

Q4 既存のいじめ対応マニュアルやいじめ対策指針を、「学校基本方針」とするのはいけないのでしょうか？

繰り返しになりますが、「学校基本方針」には、いじめの問題に対する基本的な考え方はもとより、未然防止から対処に至る一連の取組と年間計画、取組を実施する「組織」等についても、学校の実態や実情を踏まえて盛り込んでいく必要があります。

単にいじめが起きてからの対応だけではなく、そもそもいじめが起きないように、どのような取組を、どのくらいの回数、どの学年のどの時期に…といった内容まで書き込む必要があることを踏まえて、既存のもので十分かどうかを判断してください。

Q5 「学校基本方針」のひな形を、国が示すことはないのでしょうか？

「学校基本方針」は、国の「基本方針」、地方の「基本方針」を参酌して、学校が作成することになっています。各学校は、主体的に「学校基本方針」を策定することを求められていると考えてください。

Q6 「学校基本方針」を作成する際の留意点や手順は、どのようになるのでしょうか？

「学校基本方針」の策定を、すべての教職員でいじめの問題に取り組む契機とすることが大切です。つまり、方針の策定のみを目的とするのではなく、この方針を策定していく過程で、

- ・自校の課題がどのようなところにあるのかを洗い出し、
- ・そうした課題に対して組織的かつ計画的に、
- ・また学校段階や教育課程、児童生徒の発達段階を見渡して体系的に、
- ・教職員はもとより児童生徒や家庭・地域も巻き込む形で、
- ・児童生徒を守り育てていける学校を構築すること、
- ・それによって実際に児童生徒のいじめを減らすこと
- ・そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底 等

を図ることを目的と考えて策定作業を進めてください。

#### ★いじめ防止対策推進法より★

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## ②「組織」の設置について

### Q 7 各学校は、「組織」の設置も求められているのですか？

「学校基本方針」の策定とともに、その方針に従っていじめの防止等（防止、早期発見、対処）の対策のための「組織」を設置する（推進法第 22 条）とあります。これは、重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織（推進法第 28 条）とは異なり、重大事態の有無にかかわらず、必ず設置するものである点に注意してください。

単に方針の策定を求めただけでなく、それを実行に移す「組織」についても設置を求めた点が、今回の「推進法」の大きな特徴の一つです。

### Q 8 既存の組織を活用するという点では、いけないのでしょうか？

この「組織」は、「学校基本方針」に決められたことを実行に移す際の中核を担う組織として、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては「学校基本方針」の見直しについても担う（いわゆる PDCA サイクルで取り組む）必要があります。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があります。こうした既存の組織を見直し、いじめの防止等の措置を実効的に行うことのできる法律に基づく組織として位置づけて機能させることも法の趣旨に合致します。

いずれにしても、「学校基本方針」の内容は多岐にわたることから、この「組織」は生徒指導の根幹に位置づく組織になると考えてください。そのことを踏まえて、既存の組織で十分かどうかを判断してください。

### Q 9 構成員等を考えると、かなり巨大な「組織」になりそうですが？

学校規模や学校段階(小中高等)により状況は違いますが、基本は「学校基本方針」に見合った「組織」を設置するという考え方をしてください。まずは、「学校基本方針」の原案を策定した上で、この中核となる「組織」の構成員や、動き方について、学校の課題や状況を踏まえて、現実的かつ適切なものを設置してください。

### Q 10 早速、「学校基本方針」の策定に取りかかりたいと思うのですが？

以下の Part 2～Part 4 を参考に、「学校基本方針」の全体像を把握していただいた上で、自校の状況を踏まえて策定に取りかかってください。Part 5 では、改めて「学校基本方針」策定の手順や、「組織」のつくり方について示します。

自分の学校では、どのような取組を、どのように行う必要があるのかを考えることで、「学校基本方針」策定に携わる教職員の共通認識を深めることができます。そして、策定に直接携わらない教職員にも同じ共通認識を持ってもらうために、どのように策定を行っていけばよいの

かを考えていきましょう。「学校基本方針」を策定する過程が、組織的・計画的ないじめの対策の第一歩となるように取り組んでください。

### ★ワンポイント・アドバイス★

#### 「方針」策定の機会を、教職員全員が意識や理解を共有する機会に！

既にいじめ対応マニュアルや対応指針がつくられていたり、教育委員会から配られていたりする学校もあることでしょう。しかし、その多くは、起きてからの対処が中心となったマニュアル等ではないでしょうか。すなわち、そもそもいじめが起きないようにするため、児童生徒をいじめに向かわせないために、どのような取組を、どれくらいの回数、どの学年のいつの時期に…、といったことまでは書かれていない場合が、多いのではないのでしょうか。

今回、策定が求められている「学校基本方針」には、いじめ問題に対する基本的な考え方や方向性はもとより、未然防止から早期発見、対処へと至る一連の取組とその具体的な年間計画、そうした取組を実施していくための「組織」等についても盛り込んでいくことが求められています。それも、学校の実態や実情に応じたものでなければなりません。そう考えたとき、既存（既成）のマニュアルや指針そのままでは不十分な場合がほとんどだと思われます。

新たに方針を策定する場合は言うに及ばず、既にあるものを見直して活用する場合であっても、その過程にすべての教職員を巻き込んでいくことが大切です。それは、すべての教職員がいじめに対して共通の理解を持ち、そのための取組に対して共通の認識を持つことを促す絶好の機会になるはずだからです。

日本のほとんどの学校は、いじめ対応マニュアルというほどではないにしても、いじめに関してなにがしかの方針をつくっていたり、実態把握のためのアンケート調査や個別相談、道徳の時間や学級活動の時間のいじめについての話し合い、児童会や生徒会による取組等を実施していたり、いじめが起きた場合の対処の手順等を決めていたりすることでしょう。

しかしながら、それらはすべての教職員に共有されていると言えるのでしょうか。同じ児童生徒の行為に気づいた場合でも、ある教師はいじめと捉えるのに対し、別の教師は遊びやふざけと捉えるといったこともあるのではないのでしょうか。あるいは、同じようにいじめを題材とした授業を行っていたとしても、どの程度まで踏み込んで児童生徒に訴えるのかには個人差があったりするのではないのでしょうか。

そうした教職員の「温度差」があるとすれば、各学校がせっかく様々な取組を行っていても、期待ほどの成果を上げ得ないのは当然と言えるでしょう。それどころか、個々の教師がそれぞれに異なる理解や認識に基づいて勝手な判断や言動を行うことで、ささいなトラブルが深刻ないじめへとエスカレートしてしまうかもしれません。

今回の「学校基本方針」の策定に当たっては、これまでの学校の方針や取組を見直し、足りない点を補いながら新たに策定し直す作業が不可欠です。同時に、これを機に教職員間の「温度差」を取り除き、すべての教職員が組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していくことが望まれます。

## Part 2：いじめの未然防止のための取組（「いじめの防止」）を、どのように考え、どのように進めていくのか？

★ここでは、「いじめの防止」について、具体的な例を交えて説明します。

### ①未然防止の考え方

Q 11 生徒指導の取組と言うと、従来は事後対応が中心でした。いじめの場合、早期発見・早期対応という考えではダメなのでしょうか？

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての児童生徒が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中でさえ児童生徒が入れ替わりながら次々に経験することがわかっています。<sup>2)</sup> また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する、発見を第一に取り組むという姿勢では、手遅れになることが少なくありません。

つまり、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になります。

Q 12 未然防止と一口に言ってもいろいろな手法が提案されていて、どれを実施すべきか迷うのですが？

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。 いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムを実施しないと始まらない、などと考える必要はありません。

居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより<sup>3)</sup>、すべての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に児童生徒が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減ります。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作りだしていくことができます。それが、未然防止の第一歩です。

2) 被害経験でも加害経験でも、小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが、国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになっています。（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2010－2012』2013年、8-9頁）

3) 国立教育政策研究所の『生徒指導リーフ2 「絆づくり」と「居場所づくり」』『生徒指導リーフ8 いじめの未然防止Ⅰ』『生徒指導リーフ9 いじめの未然防止Ⅱ』を参考にしてください。

Q 13 ということは、日々の学校生活の改善から未然防止は始まる、ということですか？

その通りです。そこから始めなければ、未然防止とは名ばかりの対症療法の繰り返しに終わることでしょう。<sup>4)</sup> 具体的には、わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する、といったことから始めましょう。

児童生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識であり、勉強にまつわる嫌なできごとが続きます。<sup>5)</sup> 児童生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間です。授業が児童生徒のストレスになっていないか、授業の中で児童生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントです。だからこそ、わかる授業づくりを進めることから、なのです。

#### ★ストレスとストレス★

日本語では、ストレスの症状と原因とを区別せずに、「ストレス」の一語で表現することが少なくありません。しかし、正しくは、ストレスというのはストレス症状（イライラ感、無気力感、身体の不調等）を指す用語で、それをもたらす要因（≒原因）となるものはストレスと表現します。

いじめに関して言うと、本文中にあるように、友人関係や勉強に関するできごとがストレスとなつて、いじめに結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることがわかっています。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレスを一層強く感じさせることもわかっています。

## ②主に教師に求められること

Q 14 わかる授業づくりと言うと、学力向上の取組であつて、生徒指導の取組とは違う気がするのですが？

そんなことはありません。テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながります。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、児童生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねません。授業中は授業だけ、生徒指導の取組は授業以外の行事等の場面で、といった考え方は捨てるべきです。

4) 例えば、気になる児童生徒のためにスキル訓練を行うというのは治療的予防であり、すべての児童生徒を対象に行う未然防止の働きかけ（＝教育的予防）とは異なります。（国立教育政策研究所『生徒指導リーフ5 「教育的予防」と「治療的予防」』）

5) 国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2007－2009』2010年、10-13頁



Q 15 授業改善となると、個々の教員が心がければよいということになり、学校全体の取組にはなりにくい気がするのですが？

いじめの防止のための年間計画の中に、授業を担当するすべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づけるなどして実施していくことが、大切になります。教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにすれば、異なる専門教科の教職員からの助言や指導も受けられます。

実際、いじめや不登校の未然防止に取り組んでいる学校では、すべての教員が公開授業を年に1回以上行うことを決めていたり、すべての教職員が参観できるような時間割を組んで公開授業を行ったりするなどして、わかる授業づくりに取り組む体制をつくっています。

Q 16 いじめの防止のための授業改善には、わかる授業のほかにどのようなものが考えられるでしょうか？

授業中の規律の問題なども、互いの授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していくはずです。例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、互いに参考にしたり、学校として揃えていくべき事柄が見えてきたりするはずです。

また、コミュニケーション能力を育むことが大切とばかりに、授業以外の時間や授業時間をつぶして訓練しようとする学校もありますが、むしろ日々の授業の中で当たり前で発言したり聴いたりする姿勢を育てていけるよう、指導の在り方を見直していく必要があると思います。

Q 17 授業に関連して教師が注意すべき点には、他にどのようなものがありますか？

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られますので、注意が必要です。

深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじている児童生徒や、まわりで見えたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認することになりかねません。障害（発達障害を含む）を持つ児童生徒についての理解を深めることも、認識や言動を改めるうえで必要です。

★いじめたり、いじめられたりしながら、子供は育つ？★

すべての教職員でいじめの未然防止に取り組もうとするとき、「子供というのは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだ」「いじめられたおかげで強くなることもある」等の考えに立ち、取組に協力しようとしない教職員がいるかも知れません。しかし、人の成長にとって、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいはずがありません。

そうした考えを正すには、一方的な指導よりも、同じ学校の教職員と率直に意見を交換することが有効です。国立教育政策研究所で作成した『いじめに関する校内研修ツール』を使って校内研修を行っていただくことをお勧めします。既に研修を受けたことのある教職員にも、いじめ対策の原点に立ち返るうえで有効です。

### ③主に児童生徒に育むこと

Q 18 では、授業以外では、どのような点を改善していくべきでしょうか？

前述したとおり、友人関係のストレスは勉強に関するストレスとともに大きな要因ですから、友人関係、集団づくり、社会性の育成などに関することが重要になります。学年によってはそれに当てられる行事が計画されていなかったり、年間の一時期に固まっていたり、回数が限られていたりすることが少なくありません。

年間を通じて、あるいは6年間や3年間といった中に、社会体験や交流体験の機会を計画的に（2～3カ月に1回、学期の節目ごとに1回、など）配置し、児童生徒が自ら気づく・学ぶ機会を提供していくことが大切です。異学年での交流などを考える場合には、中学校区の9年間を見据え、小中や小小の連携のもとで共通の行事を計画していくことなども考えられます。

Q 19 そうした活動の目的はどこにあると考えていけばよいのでしょうか？

単に子供が何かを体験すればよい、子供同士が交流を深めればよい、といった意識では困ります。個々の児童生徒の年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して、場や機会を提供していきましょう。

他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことなどができるよう、どのような児童生徒の組み合わせで場や機会を設定していくのがよいのか、活動に関わる大人はどのような場面でどのように働きかけを行うのがよいのかなどを模索しながら進めましょう。

Q 20 指導内容のプログラム化ということが言われていますが、これは既製の「○○プログラム」といったものの導入が推奨されているということでしょうか？

プログラム類やトレーニング類というのは、あくまでもツールの一つに過ぎません。学校が各種ツールや各種取組の中から取捨選択し、自分の学校の課題に合わせて自ら計画を立てたり取組内容を創意工夫したりして実行に移すことが重要です。そのことをプログラム化と呼びます。

Q 21 「いじめはいけない」ということや「何がいじめなのか」ということは、これまでも伝えてきたつもりですが、さらに何をすればよいのでしょうか？

確かに、道徳の時間や学級活動、ホームルーム活動の時間など、これまでも学級単位の指導は行われてきたことと思います。今後は、児童生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期をふまえるなどして、4月下旬や9月上旬など、年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにしていきましょう。「自分の学級には、今、いじめがないから実施しない」といった考えではなく、すべての学級や学年で計画通りに実施していくことが大切です。

Q 22 従来の指導内容で十分かどうか、自信がないのですが？

教職員による指導等だけで不安な場合には、例えば、外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業などを付け加えることも考えられます。

ただし、専門家に任せたから大丈夫とは考えず、その後の学級での指導を含め、あくまでも学校(すべての教職員)が責任を持って、計画的に指導することが大切です。

Q 23 自分の学校の児童生徒の場合、いじめがいけないことは理解できているはずなのに、それでもトラブルが起きてしまうのですが？

知識や情報として知っていたとしても、自分の気持ちや態度を抑えられない児童生徒は少なくありません。年齢に見合った社会性が育っていない児童生徒には、前述(11頁のQ18やQ19)したような社会体験や交流体験の場や機会の提供が必要になります。

相手の存在や尊厳を認めることのできる児童生徒は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする児童生徒(すなわち自己有用感を獲得している児童生徒)です。自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできると考えられるのです。

Q 24 ストレスを抱えている児童生徒に対しては、ストレスをコントロールできる訓練も有効と聞いたのですが？

児童生徒を訓練で変えようとする前に、ストレスを生まない学校づくりを進める、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育む、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールするなど、様々な方法が考えられます。

Q 25 児童会や生徒会の取組では、どのような点を改善していくべきでしょうか？

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切です。そのために、すべての児童生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹しましょう。(なお、いじめが発生した場合には、学校の「組織」の判断が最優先されることは言うまでもありません。)

★自己有用感とは★

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることでできる自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。

他者から認めてもらっていると感じられた子供は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ります。相手をおとし貶めて自分の存在を相対的に高めるとする必要がないからです。さらには、相手のことも認めることができるようになっていきます。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながります。

## ★ワンポイント・アドバイス★

## 「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

国立教育政策研究所では、いじめの実態を定点観測的に調査する「いじめ追跡調査」によっていじめの実態を把握する一方で、学校のどのような実践がいじめを減らすことにつながるのかを検証してきました。そうした中でキーワードとして浮かび上がってきたのが、「居場所づくり」であり、「絆づくり」です。

「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子供を守るといふ安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには、授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。

また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子供が困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子供自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子供同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子供（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。

ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子供の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場を準備することです。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていきます。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子供なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからです。すなわち、

- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりょく）
- ・自己有用感（ゆうようかん）

が大切なのです。

（参考文献：国立教育政策研究所『いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。』）

○いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

- ・規律（きりつ）
- ・学力（がくりょく）
- ・自己有用感（ゆうようかん）

★きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子ども



## Part 3：早期発見を、どのように考え、どのように進めていくのか？

★ここでは、いじめを「早期発見」するための工夫や考え方について、具体的な例を交えて説明します。

Q 26 早期発見の基本について、教えてもらえますか？

①児童生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応すること、です。児童生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

Q 27 そのためには、何が必要でしょうか？

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておきます。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくります。<sup>6)</sup>

重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気づかなかったというよりも、そうしたささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化しています。「早期認知」「早期対応」を心掛けましょう。

Q 28 児童生徒のささいな変化に気づくために、何ができるでしょうか？

例えば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なことです。クラスの様子は学級日誌の記述からもうかがえます。個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で交わされる日記等も活用しましょう。保健室の様子を聞くことも重要です。今まで当たり前前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行う、積極的に活用していくことが大切です。

また、保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握しましょう。積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制についても工夫してみましょう。<sup>7)</sup>

6) 個人情報の管理には十分に注意してください。国立教育政策研究所『生徒指導の役割連携の推進に向けて(中学校編)』の10頁などを参考にしましょう。

なお、集約された結果に基づいて「なぜ」を考えるのは、「組織」の仕事になります。

7) 例えば、各都道府県や市町村、PTAなどが公開している保護者用のチェックシートを活用してみましょう。

Q 29 「目に見えにくい」タイプのいじめ、「暴力を伴わないいじめ」の場合、大人の目で発見することには限界があると思います。児童生徒から気軽に相談されるためには、何が必要でしょうか？

普段から子供の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行うことを考えましょう。それでも、被害者がいじめに関して自ら相談するというのは、なかなか難しいことです。とりわけ「暴力を伴わないいじめ」の場合、第三者に話すことすら苦痛や屈辱と考えることもあるでしょう。

児童生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないよう気をつけましょう。<sup>8)</sup> やっとの思いで相談したのに、うるさがられた、後で話を聞くと対応してもらえなかった等のないようにしましょう。聞いた内容は、5W1Hを簡単にメモし、後で情報を共有できるようにしましょう。

Q 30 それでも、思春期の子供が相談するかどうかは疑問ですが？

相談箱を設置したり、相談電話等を活用したりすることも考えられます。「24時間いじめ相談ダイヤル」<sup>9)</sup>を周知することなども、教職員に直接話をするのをためらうような場合に役立ちます。

Q 31 アンケートや心理検査で潜在的な（教師が気づきにくい、起きる前の）いじめを積極的に発見できるかのような話も聞きますが？

「暴力を伴わないいじめ」というのは、ちょっとした意地悪や嫌がらせから始まることが少なくありませんので、いつ、誰が、誰に対して行っても不思議ではありません。運良く調査等で発見できる場合もありますが、調査実施後に起きた行為は把握できませんし、記名式の場合には素直に答えないこともあります。<sup>10)</sup>

特別な調査等に依存する前に、教職員が普段から児童生徒への態度や関わり方を見直すことから始めましょう。

Q 32 判断に迷う行為や兆候ではなく、暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、どのように対応すべきでしょうか？

速やかに止めることを最優先します。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求めます。また、児童生徒が遊びやふざけと言おうとも、暴力的行為を止めます。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったかを「組織」の担当者に速やかに報告し、指示を仰ぎます。

8) 児童生徒の前で多忙そうな態度やイライラした様子を見せ続けていないか、気をつけましょう。

9) 例えば、国が周知する「0570-0-78310（なやみ言おう）」など。

10) いじめのアンケートについての考え方は、国立教育政策研究所の『生徒指導リーフ4 いじめアンケート』を参照してください。

## Part 4：発見したいじめに対する対処を、どのように考え、どのように進めていくのか？

★ここでは、いじめやいじめが疑われる行為を発見した後の手順や対処について、説明します。

Q 33 いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、どのような手順で対応していけばよいのでしょうか？

いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断します。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行います。いじめであると判断されたら、<sup>11)</sup> 被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つこととなります。

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではありません。児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続けましょう。

Q 34 この「組織」は、どこまでの判断や権限を持つと考えればよいのでしょうか？

通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行います。ただし、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処します。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、学校の設置者からの指示に従って必要な対応を行うこととなります。

### ★相談と通報★

・相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』することが重要です。

・円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

※いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、『相談』を飛越えて直ちに警察に通報する必要があります。

(国立教育政策研究所『生徒指導リーフ 12 学校と警察等との連携』より)

11) 事実確認の結果は、学校長が責任を持って学校の設置者に報告します（公立学校の場合、設置者は地方公共団体であり、基本的に教育委員会が窓口になります）。

Q 35 被害児童生徒やその保護者への支援、加害児童生徒やその保護者への助言については、どのような点に注意していけばよいのでしょうか？

対応の際の注意点は、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の5～7頁に詳述されていますので参考にしましょう。一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意します。

大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることです。ただし、あくまでも組織としての対応を行う（設置された「組織」が中核となって対応する）ことを忘れないようにしましょう。

Q 36 いじめが起きた集団への働きかけについては、どのようなことが考えられますか？

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考えましょう。年間計画に位置づけられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせませす。

Q 37 ネット上のいじめへの対応が難しくてわからないのですが？

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら対応を考えていきます。文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」も参考にしてください。

必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求めましょう。学校における情報モラル教育を進めることも、今後の重要な課題の一つと言えます。

### ★ワンポイント・アドバイス★

対処の際の留意点は、国がまとめた「ポイント」の中に

本文中にも書かれているとおり、国の「基本方針」の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」には、被害児童や加害児童、双方の保護者への対応などについて明記されています。

いじめを起こさないことが一番大切ですが、起きてしまった後の対応についても、慌てることなく、しかし迅速に適切に対応できるよう、少なくとも「組織」の構成員はきちんと共通理解を図っておくことが大切です。



# Part 5 : 「学校基本方針」策定の手順 と「組織」のつくり方

★ここでは、Part 2～Part 4 で触れた内容を踏まえ、具体的な「学校基本方針」策定の手順を示していきます。

## ①策定前の事前準備

以下の内容は、暫定的な作業部会で行うことなどが想定されます。すべての学年の代表が必ず参加していることが望ましいと言えます。

### 1) 学校の実態把握のための資料収集

いじめに関する内容を中心に、自校の児童生徒の実態や保護者のニーズを押さえます。<sup>12)</sup> この数年分の、学校生活アンケートや学校評価アンケート、いじめの認知件数や不登校等の数などを揃えておきましょう。それらの数値に基づき、どのような内容の取組を、どの程度の頻度で行うことが必要になりそうかを考えていくことになるからです。できれば、学年・性別で整理したものがあるとよいでしょう。

※今後の取組がうまくいったかどうかの評価（P D C Aサイクルにおけるチェック）にも、ここで用いた数値の変化を手がかり（＝指標）にすることになります。ですから、今後も繰り返し（定期的に）収集可能で比較可能な（主観で左右されることのない）数値（例えば、児童生徒や保護者を対象とした無記名式の質問紙調査の結果）が理想的です。<sup>13)</sup> 以下、この内容を「取組評価アンケート」と呼びます。

### 2) 取組内容の洗い出し

今年度（場合によっては昨年度）の学校の取組の中から、Part 2 や Part 3 で示した「未然防止」と「早期発見」に資する取組を洗い出します。すなわち、授業改善に関わる取組、児童生徒の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組、いじめに関する学習に関する取組、いじめをなくすための児童会や生徒会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、健康アンケートや定期的な個人面談などについて、リストアップします。

それらの取組が、どのような内容で、いつ、誰を主たる対象として行われたのか、それによってどのような成果が得られたのか、それに費やした時間や労力はどれくらいであったのかを簡単にまとめておきます。

※今年度はいじめの防止を意識してはいなかったが、今後はいじめの防止と関連づけられそうな取組も加えておきます。例えば、文化祭の目的の一つとしていじめの防止の観点を入れる、縦割り班の清掃活動を交流活動中心に変える、外部講師を招いた授業をいじめに関連したものにする等。

12) 一部の児童生徒や保護者に偏ることなく、幅広い声を収集することが大切です。

13) もし、指標となる適当なデータがない場合には、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究推進事業」で用いられている質問紙調査を参考にして実施してください。（本冊子 22 頁、参考資料 1）

## ②年間計画の策定

以下の内容は、実際に中核となる、いじめの防止等の対策のために設置された「組織」で決めていきます。管理職の他に、少なくとも、教務主任、生徒指導主事、学年主任が含まれていたほうが、議論や決定はスムーズでしょう。前述の事前準備の段階で収集した資料に基づき、以下の1)～4)の内容を決めていきます。

### 1) 年間の取組についての検証を行う時期（P D C Aサイクルの期間）の決定

P D C Aサイクルで取組を行う関係から、どの期間で検証を行うかを決めます。それに応じて、「取組評価アンケート」の実施と集計時期、取組の検証を行うための会議の開催時期、校内研修の開催時期などが決まってくるからです。

※3学期制の場合には、各学期を単位とするのが自然です。2学期制の場合にも、やはり学期を単位とするのが自然のようにも思われますが、長期休業を節目とする3学期制に準じたほうが時間を確保しやすいかも知れません。学校段階や学校の実情に応じて考えましょう。

### 2) 「取組評価アンケート」、「組織」の会議、校内研修会等の実施時期の決定

取組内容等の検証のための調査の実施時期、その結果に基づく「組織」の会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期、について決定します。

※例えば、3学期制の場合、「取組評価アンケート」を7月（第1回）、12月（第2回）、3月（第3回）をめぐりに実施します。期末テストの日程等と組み合わせても構いません。集計は長期休業に入った直後に行い、その作業を待って「組織」の会議を開催することになるでしょう。その後、職員会議なり校内研修会等ですべての教職員に「組織」での話し合いの結果を伝えていきます。

※年度当初には、教職員の異動等も考えられますから、新たなメンバーによる第1回目の「組織」の会議を開催する必要があるでしょう。その後は、少なくとも上記の長期休業ごとに開催する必要があります。場合によっては、進捗状況を確認する目的で、主要な取組が終わった後の開催や、隔月での開催なども考えられます。

### 3) 未然防止の取組の実施時期の決定

児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を踏まえた未然防止の取組を、すべての学年がP D C Aサイクルの期間内に少なくとも1回は行うように年間計画を組みます。

※学級単位で独自に追加の取組を行うことを妨げるわけではありませんが、学年共通、全校共通の取組に代えて各学級の取組を行うことは避けましょう。学級担任任せの（＝学級担任の力量や熱意に大きく依存した）取組ではなく、体系的・組織的な取組を学校全体で進めていくことが重要だからです。

### 4) 個別面談や教育相談の実施時期の決定

児童生徒全員が学級担任等と話をする時期を設定しておきましょう。三者面談等の時期も勘案しながら、大きく間が空いてしまうことのないようにします。

### ③「組織」の役割と構成員の決定

以下に示す役割は、すべてを「組織」が直接に担う形もあり得ますし、「組織」の下に部会を設ける形も考えられます。また、既存の委員会等に役割を振ることもあり得ます。各学校の規模や既存の組織の有無に応じて決めましょう。

しかし、どの役割もどこかで必ず果たされるようにしておくことが必要です。また、最終的には「組織」に情報が集約される仕組みにすること、最終決定は「組織」が行い、部会や他の委員会はその指示のもとに動くことを明確にしておく必要があります。

#### 1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行います。取組実施中の様子の記録や実施後の振り返り（教職員・児童生徒・その他）状況についても、適切に行われるよう助言や支援を行います。

※必ず記録や振り返りを残すように習慣づけましょう。様々な分析に活用できます。

#### 2) 教職員の共通理解と意識啓発

「学校基本方針」が策定された後、すべての教職員に対してその主旨や理解しておいてもらいたい点について説明します。各時期に実施される「取組評価アンケート」の分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知します。あらかじめ校内研修会等を設定しておくことで、

なお、毎年、年度初めにはその年度の「学校基本方針」の確認（変更点がない場合でも）を必ず行います。新しく異動してきた教職員に周知するためにも不可欠です。

※校内研修をかねて「取組評価アンケート」の分析をすべての教職員で行うことも考えられます。それにより、周知徹底がより一層図られます。

#### 3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校基本方針」の策定に当たって又は策定された後に、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明します。学校独自のHP等がある場合には、そこでも公表しましょう。

また、取組の進捗状況や得られた成果、「取組評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信します。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画することもあり得ます。

#### 4) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかといった集約を行います。「組織」で取り上げたほうがよい事案がでてきた場合には、「組織」の招集を求めます。

## 5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

教職員が気づいた児童生徒の変化に関するメモ等を集約・整理します。「組織」で取り上げたほうがよい事案がでてきた場合には、「組織」の招集を求めます。

## 6) 発見されたいじめ事案への対応

上記の4)や5)によって招集された「組織」では、その事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行します。また、すべての教職員に対しても必要な情報を提供します。

## 7) 構成員の決定

上記の1)～6)の役割を勘案し、それぞれの責任者となれる者を構成員とした「組織」を設置します。この他に、補助的な役割を担う者を含めたり、外部の専門家に非常勤的に構成員になってもらったりすることが考えられます。なお、必要に応じて、緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることも考えられます。

## 8) 重大事態への対応

なお、重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャート（本冊子23頁、参考資料2）に従い、学校の設置者の判断に応じて動きます。

### ④一定期間終了後の検証と見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証します。もし、期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行うなどします。こうした手順を繰り返しながら、1年目、2年目、…と取組を継続していきます。

### ⑤「学校基本方針」とは

ここまでの内容からわかるように、「推進法」が求める「学校基本方針」とは、文字通りの方針というよりは、学校のいじめに対する「行動計画」に近いものと考えられます。

それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かるもの。

それを読めば、保護者や地域は、何を協力すればよいのかが分かるもの。

それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの。

：

つまり、その学校において、生徒指導がいかに組織的・計画的に行われようとしているのかが分かるもの、と言えるでしょう。

参考資料 1

P D C A サイクル用「取組評価アンケート」の例

ここに示したのは、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の指定を受けた中学校区が、P D C A サイクルに沿って取組を行うために用いている共通質問紙調査の 8 項目です。

不登校やいじめの未然防止のために年間計画に位置づけられて実施される取組の効果を検証するために、友人関係、勉強、いじめ、暴力について尋ねています。各指定地域は、この他に地域独自の調査項目を付け加えて実施しています。

※表記は、小学校高学年を想定したものです。

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の 1 から 4 の中から 1 つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言えば当てはまる	どちらかと言えば当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月（注：9月、1月など）になってから次のようなことを、この学校のだれか（お友だち）からされたり、反対にこの学校のだれか（お友だち）にしたりしましたか。当てはまるものを右の 1 から 4 の中から 1 つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったくなかった	今までに 1～2回 あった	月に 2～3回 あった	週に 1回 以上あった
オ 叩かれたり、けられたり、強く押されたりした・	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、いじわるをされたり、 イヤな思いをさせられたりした・・・・・・・・	1	2	3	4
キ 叩いたり、けったり、強く押したりした・・・・・・・・	1	2	3	4
ク 暴力ではないが、いじわるをしたり、 イヤな思いをさせたりした・・・・・・・・	1	2	3	4

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- **設置者に重大事態の発生を報告**
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
- **地方公共団体の長等に報告**(公立:学校から設置者を經由、私立:学校から都道府県知事)

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

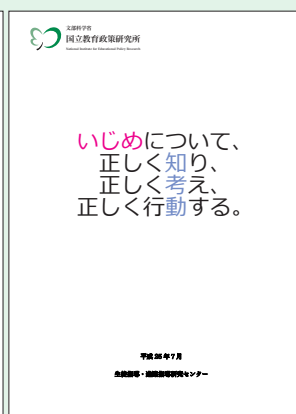
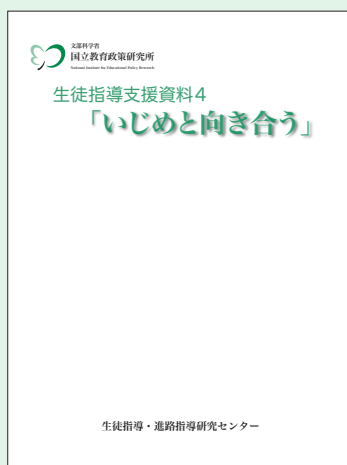
#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

国立教育政策研究所作成の関連資料(抜粋) ※すべて国立教育政策研究所のHPからダウンロードできます。

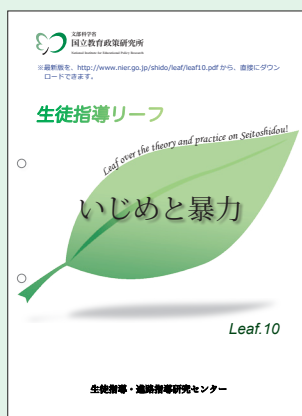
○生徒指導支援資料4「いじめと向き合う」



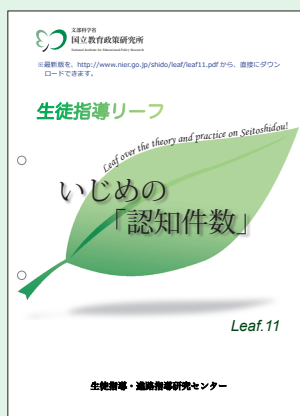
いじめ追跡調査 2010-2012

いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。

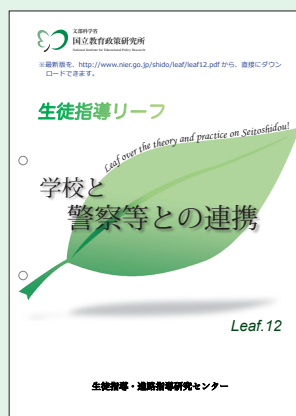
○生徒指導リーフシリーズ



Leaf 10 いじめと暴力



Leaf 11 いじめの「認知件数」



Leaf 12 学校と警察等との連携

○「生徒指導の役割連携の推進に向けて」



小学校編



中学校編



高等学校編



文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター  
TEL 03-6733-6880  
FAX 03-6733-6967  
初版発行 平成25年11月